

盛岡市保育所条例の一部改正等について

平成 20 年 2 月 18 日

保 健 福 祉 部

1 盛岡市保育所条例の一部改正について

(1) 内容

なかの保育園を廃止する。(平成 21 年 4 月 1 日施行)

(2) なかの保育園の移管先法人

① 法人の名称 社会福祉法人本宮福祉会

② 代表者 理事長 鎌田広基

③ 所在地 盛岡市西仙北一丁目 36 番 10 号

2 財産の譲与について

(1) 内容

津志田保育園の建物を社会福祉法人福振会へ譲与する。

(2) 建物の所在・種別・数量

盛岡市三本柳 4 地割 16 番地 1

木造平屋建 1 棟 (601.2 平方メートル)

(3) 譲与の相手方

住所 盛岡市東山一丁目 15 番 1 号

法人名 社会福祉法人福振会

(4) 評価額

43,190,000 円

(5) 譲与の条件

① 児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所として使用する
こと。

② 第三者に対し、貸し付けし、又は譲渡しないこと。

(6) 譲与の期日

平成 20 年 4 月 1 日